

高総第 47 号  
令和 5 (2023) 年 5 月 16 日

所属長 各位

総務課長

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について (通知)

高根沢町では、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について、下記のとおり現場管理費の補正を試行しますので、通知します。  
なお、令和 2 (2020) 年 7 月 17 日付け高総 159 号は廃止します。

記

1 試行対象工事等

高根沢町発注の工事で、下記 (1) ~ (3) に該当するものを試行対象工事とする。

ただし、本試行においては、「機械設備工事」、「営繕積算基準により発注する工事」は対象外とする。

(1) 適用範囲

令和 2 (2020) 年 4 月 1 日以降に当初起工した工事から適用する。

ただし、令和 2 (2020) 年 7 月 17 日までに完成通知が提出された工事は除く。

(2) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。ただし、機器等の工場製作期間並びに工場製作工を含む工事の当該期間を工期から除くものとする。

(3) 対象地域

町内全域

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度（℃）以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度（℃）以上の場合とする。

(2) 工期

工事着手から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}}$$

3 計測及び真夏日率の算出方法等

(1) 真夏日の計測方法

1) 本試行にあたり、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

なお、受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に記載し発注者に提出するものとする。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25 度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25 度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。

参照：[環境省 HP](#) / [熱中症予防情報サイト](#)

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30 度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の日最高気温が 30 度（℃）以上の日を、真夏日とする。

参照：[気象庁 HP](#) / [各種データ・資料](#) / [過去の気象データ検索](#)

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30 度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30 度（℃）以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25 度（℃）以上の場合を、真夏日とする。

2) 観測所の選定については、宇都宮（宇都宮市明保野町）又は那須烏山（那須烏山市森田字小埜前）のうち施工現場により近い方を基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。

3) 休工期においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

4) 上記①～③によりがたい場合は、発注者と協議することができる。

(2) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。ただし、休工期（不稼働日）は真夏日に含めないものとする。

(3) 基準日及び算定期間について

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

また、真夏日の算定期間については、受発注者協議により定めるものとし、この期間のうち真夏日にあたる日数により現場管理費を補正するものとする。

(4) 計測結果の報告について

受注者は、施工計画書に基づき、真夏日の確認を含めた計測結果の資料を発注者に提出するものとする。

(5) 真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率}^{(\ast 1)} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}^{(\ast 2)}$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 工事着手から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

#### 4 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%)^{(\ast 3)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{(\ast 4)}$$

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ( (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{(\ast 5)}) + \text{補正値} )$$

※3 補正値(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 真夏日補正係数：1.2

※5 土木工事積算基準書における「地域補正の補正係数」とする。

(3) 変更設計

現場管理費の補正のみの変更設計は、受発注者協議のうえ、行うことができるものとする。

## 5 運用

### (1) 特記仕様書への記載例

この通知以降に発注する工事については、記載例に基づき特記仕様書に記載するものとする。

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事である。
- 2 施行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について（令和5年5月16日付け高総第47号）」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について（令和5年5月16日付け高総第47号）」は、高根沢町ホームページから取得できる。

### (2) 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策を実施した工事における真夏日の定義の特例について

本通知発出前に現場作業を行っていた既契約工事については、真夏日の定義について「日最高気温が30度（℃）以上の日」を「日最高気温（夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温）が28度（℃）以上の日」と読み替えて精算するものとする。

### (3) その他

本通知に定める取扱いについて、施工場所の実情等により、対応が困難な場合については、発注者と協議の上、決定するものとする。

高根沢町総務課 契約係  
TEL:028-675-8101